

令和 7 年 1 月 22 日開会
令和 7 年 1 月 日閉会

令和 7 年第 5 回八百津町議会（臨時会）議案

八百津町議会

令和7年第5回八百津町議会臨時会議事日程表

令和7年12月22日 午 時 分開議

日程第1	諸般の報告	
日程第2	会議録署名議員の指名	
日程第3	会期の決定	
日程第4	議案第78号 八百津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	1
日程第5	議案第79号 八百津町議會議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について	9
日程第6	議案第80号 八百津町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について	11
日程第7	議案第81号 八百津町教育長の給与、勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	13
日程第8	議案第82号 八百津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	15
日程第9	議案第83号 令和7年度八百津町一般会計補正予算（第7号）	別冊
日程第10	議案第84号 令和7年度八百津町介護保険特別会計補正予算 (第3号)	別冊
日程第11	議案第85号 令和7年度八百津町水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
日程第12	議案第86号 令和7年度八百津町下水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
日程第13	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について	21

議案第 78 号

八百津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

八百津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 1 月 22 日提出

八百津町長 金子政則

令和7年八百津町条例第 号

八百津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(八百津町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 八百津町職員の給与に関する条例（昭和30年八百津町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項第1号中「416,600円」を「417,600円」に改め、同項第2号中「51,600円」を「52,100円」に改める。

第19条第2項各号列記以外の部分中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

第20条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

給料表

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年	1	円	円	円	円	円	円	円
	2	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	3	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	4	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	5	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	6	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	7	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900

間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600

38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	

68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,200		
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000		
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300		
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800		
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000		
86	266,200	305,800	355,700				
87	266,500	306,100	356,100				
88	266,800	306,400	356,500				
89	267,100	306,700	356,700				
90	267,400	307,000	357,100				
91	267,700	307,300	357,500				
92	268,000	307,600	357,900				
93	268,300	307,800	358,100				
94		308,000	358,400				
95		308,300	358,800				
96		308,700	359,100				
97		308,900	359,400				

	98		309,200	359,800				
	99		309,500	360,200				
	100		309,900	360,600				
	101		310,100	361,100				
	102		310,400	361,500				
	103		310,700	361,900				
	104		311,000	362,300				
	105		311,200	362,800				
	106		311,500	363,200				
	107		311,800	363,500				
	108		312,100	363,800				
	109		312,300	364,200				
	110		312,600					
	111		313,000					
	112		313,300					
	113		313,500					
	114		313,700					
	115		314,000					
	116		314,400					
	117		314,600					
	118		314,800					
	119		315,100					
	120		315,400					
	121		315,700					
	122		315,900					
	123		316,200					
	124		316,500					
	125		316,800					
定 年 前		基準給料 月額						
		円	円	円	円	円	円	円

再任用短時間勤務職員	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800
------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

第2条 八百津町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項各号列記以外の部分中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

第20条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定（八百津町職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第19条第2項及び第3項、第20条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は、令和7年4月1日から適用し、第1条の規定（給与条例第19条第2項及び第3項、第20条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、同年12月1日から適用する。

(給与の内扱)

3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定

による給与の内払とみなす。

(提案説明)

国家公務員の給与勧告に伴い、八百津町一般職職員の給与改定を行うため、条例の一部を改正する。

議案第79号

八百津町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

八百津町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年12月22日提出

八百津町長 金子政則

令和7年八百津町条例第　　号

八百津町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

(八百津町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 八百津町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和42年八百津町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第2条 八百津町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の八百津町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の八百津町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(提案説明)

国家公務員の給与勧告に伴い、八百津町議会議員の期末手当改定を行うため、条例の一部を改正する。

議案第 80 号

八百津町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

八百津町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 1 月 22 日提出

八百津町長 金子政則

令和7年八百津町条例第　　号

八百津町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

(八百津町長等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 八百津町長等の給与に関する条例（平成29年八百津町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第2条 八百津町長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の八百津町長等の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の八百津町長等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(提案説明)

国家公務員の給与勧告に伴い、八百津町長等の期末手当改定を行うため、条例の一部を改正する。

議案第81号

八百津町教育長の給与、勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

八百津町教育長の給与、勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年12月22日提出

八百津町長 金子政則

令和7年八百津町条例第 号

八百津町教育長の給与、勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(八百津町教育長の給与、勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 八百津町教育長の給与、勤務時間、休暇等に関する条例（平成27年八百津町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第2条 八百津町教育長の給与、勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の八百津町教育長の給与、勤務時間、休暇等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の八百津町教育長の給与、勤務時間、休暇等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(提案説明)

国家公務員の給与勧告に伴い、八百津町教育長の期末手当改定を行うため、条例の一部を改正する。

議案第82号

八百津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

八百津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年12月22日提出

八百津町長 金子政則

令和7年八百津町条例第 号

八百津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

八百津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年八百津町条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職務の級 号級	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
1	円 195,800	円 242,000
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700
4	199,200	246,100
5	200,300	247,500
6	202,000	248,900
7	203,600	250,300
8	205,200	251,700
9	206,700	253,100
10	208,400	254,300
11	210,000	255,600
12	211,600	256,900
13	213,100	258,100
14	214,800	259,300
15	216,500	260,500
16	218,200	261,700
17	219,400	262,800
18	221,000	263,900
19	222,600	265,000
20	224,100	266,100

21	225,600	267,000
22	227,200	268,000
23	228,800	269,000
24	230,400	270,000
25	232,000	271,000
26	233,700	271,900
27	235,000	272,700
28	236,300	273,600
29	237,600	274,400
30	238,700	275,200
31	239,800	276,000
32	240,900	276,700
33	242,000	277,400
34	242,900	278,200
35	243,800	279,000
36	244,800	279,600
37	245,800	280,300
38	246,700	281,100
39	247,600	281,800
40	248,400	282,500
41	249,200	283,200
42	249,900	283,900
43	250,500	284,600
44	251,100	285,300
45	251,800	286,000
46	252,400	286,600
47	253,000	287,300
48	253,600	287,900
49	254,100	288,600
50	254,700	289,200

51	255,300	289,900
52	255,800	290,600
53	256,200	291,100
54	256,600	291,700
55	256,900	292,300
56	257,200	293,000
57	257,500	293,600
58	257,800	294,200
59	258,100	294,800
60	258,400	295,500
61	258,700	296,100
62	259,000	296,700
63	259,300	297,200
64	259,600	297,700
65	259,900	298,200
66	260,200	298,800
67	260,500	299,300
68	260,800	299,900
69	261,100	300,300
70	261,400	300,800
71	261,700	301,300
72	262,000	301,900
73	262,300	302,400
74	262,600	302,800
75	262,900	303,100
76	263,200	303,400
77	263,500	303,600
78	263,800	303,900
79	264,100	304,100
80	264,400	304,400

81	264,700	304,600
82	265,000	304,800
83	265,300	305,100
84	265,600	305,300
85	265,900	305,600
86	266,200	305,800
87	266,500	306,100
88	266,800	306,400
89	267,100	306,700
90	267,400	307,000
91	267,700	307,300
92	268,000	307,600
93	268,300	307,800
94		308,000
95		308,300
96		308,700
97		308,900
98		309,200
99		309,500
100		309,900
101		310,100
102		310,400
103		310,700
104		311,000
105		311,200
106		311,500
107		311,800
108		312,100
109		312,300
110		312,600

111		313,000
112		313,300
113		313,500
114		313,700
115		314,000
116		314,400
117		314,600
118		314,800
119		315,100
120		315,400
121		315,700
122		315,900
123		316,200
124		316,500
125		316,800

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
(給与の内扱)
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の八百津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

(提案説明)

八百津町一般職職員の給与改定に準じて、会計年度任用職員の給料表の改定を行うため、条例の一部を改正する。

閉会中の継続調査の申し出について

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、八百津町議会会議規則（昭和38年八百津町規則第3号）第71条の規定により申し出ます。

令和7年12月22日

議会運営委員会

委員長 林 俊 宏

- 1 事 件 (1) 次期定例会及び臨時会の会期等について
(2) 議会運営の効率化に関する調査について
(3) 議長の諮問事項に関する調査について

八百津町議会

議 長 後 藤 一 夫 様